

(6) 建築物排水管清掃業

物的要件	人的要件	
<p><b>※排水管の清掃に専用のもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内視鏡 (写真を撮影することができるものに限る。)</li> <li>(15メートル程度以上のもの)</li> <li>・ 高圧洗浄機、高圧ホース及び洗浄ノズル</li> <li>・ ワイヤ式管清掃機</li> <li>・ 空圧式管清掃機</li> <li>・ 排水ポンプ</li> </ul>	<p>〈排水管清掃作業監督者〉</p>	<p>〈作業従事者〉</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排水管清掃作業監督者講習会修了者</li> <li>・ 排水管清掃作業監督者再講習会修了者 (上記はそれぞれ修了した日から6年を経過しない者)</li> <li>・ 建築物環境衛生管理技術者</li> </ul> <p>※ 過去に一度も監督者として登録されたことがない者に限り、排水管清掃作業監督者として登録することができます。(引き続き登録を受ける際にもその者を監督者とする場合には再講習が必要です。)</p>	<p>従事者全員が年1回以上研修を修了した者であること</p>
<p>その他の要件「平成14年3月26日 厚生労働省告示第117号(118号一部改正)」より抜粋</p>		
<p><b>機械器具を適切に保管することのできる専用の保管庫を有すること。</b></p>		
<p>機械器具の専用の保管庫は、基本的には以下の要件を満たすものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機械器具に雨水等がかかるおそれのない構造であること。(①)</li> <li>・ 機械器具を置く棚、箱などは水切り、水抜きが簡単にでき、水が溜まらない構造であること。(②)</li> <li>・ 機械器具を保管するのに適切な規模であること。(③)</li> <li>・ 他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫となっているような場合には、排水管清掃作業に用いる機械器具を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること</li> <li>・ 保管庫は施錠でき、みだりに機械器具を持ち出せないようになっていること。また、薬剤もこれに準じて適切に保管に保管すること。 原則として自動車を保管庫とすることはできないが、作業件数がきわめて多く、その都度機械器具の積み降ろしをすることが繁雑な場合には、次の要件を満たす場合にのみ認めることがある。</li> <li>・ 前述の①から③までに掲げる要件を満たしていること。</li> <li>・ 自動車は排水管清掃作業専用であって、他の用途には用いないこと。</li> <li>・ 自動車を適切に保管できる車庫を有すること。</li> <li>・ 冬季等長期にわたって作業のない時期に機械器具を自動車から降ろす場合には、別途専用の保管場所が用意されていること。</li> </ul>		
<p><b>排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業の用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、次のいずれにも該当すること。</b></p>		
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 排水管の清掃は、排水管の管径、長さ及び材質並びに排水の種類に応じ、適切な方法により行うこと。</li> <li>2 排水管の清掃の前後における排水管内部の閉塞の状況を内視鏡により点検し、清掃の効果を確認すること。</li> <li>3 敷地内のマンホールを開放して作業を行う場合は、安全標識を使用する等、十分な安全対策を講ずること。</li> <li>4 排水管の清掃終了後、掃除口周辺の清掃を行い、排水管の継ぎ目等から漏水がないこと、トラップの封水が適切に保たれていること等を確認すること。</li> <li>5 排水管の清掃作業を行うための機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。</li> <li>6 排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、委託を受ける者の氏名(法人にあっては、名称)、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が1から5までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。</li> <li>7 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。</li> </ol>		
<p>留意事項：作業実施方法等の書面(様式5-1)の作業手順には、次の内容を含めること。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作業工程(排水管清掃の効果の確認方法に関する事項を含む。)</li> <li>・ 機械器具等の点検の方法</li> <li>・ 保管庫の管理責任者の氏名</li> <li>・ 作業報告作成の手順</li> </ul>		

排水管清掃作業従事者研修カリキュラム例

<カリキュラムの考え方> 7時間以上を確保する。科目ごとの講義時間は、研修内容により適切な時間を設定する。

<1年目カリキュラム>

研修科目	研修内容	時間
機械器具の種類と使用方法 一点検診断・検査—	点検診断・検査の目的と用語の定義／清掃業務と点検診断・検査 ／点検診断の対象と項目／点検診断方法と評価基準 ／検査の項目・方法・評価基準	60分
機械器具の種類と使用方法 —清掃実務—	排水管洗浄の対象範囲と用語の定義／排水管洗浄方法 ／排水器具・器具排水管の洗浄方法／高圧洗浄の作業方法／高圧洗浄の原理 ／高圧洗浄装置／排水管の清掃 ※必要に応じて実技訓練を行う。	120分
安全及び衛生	排水管清掃作業における労働安全及び関係法令／衛生管理及び関係法令 ／トラブル事例と対策	60分
建築物の環境衛生行政	排水設備衛生管理の意義と適用範囲／関係法令／排水設備の機能維持項目 ／排水設備の特性と清掃／排水管設備衛生管理業務の概要と清掃周期	60分
作業従事者の責任と任務	作業従事者の自覚／作業上の注意事項／作業マナー	60分
排水設備概論	排水設備設計・維持管理の基本事項／排水不良、管閉塞の原因と特性	60分

<2年目以降カリキュラム> 2年目以降のカリキュラムは、研修内容から取捨選択し、設定する。

機械器具の種類と使用方法 一点検診断・検査—	排水管調査の方法と報告書の作成事例／内視鏡最新機器の現状及び使用方法	90分
機械器具の種類と使用方法 —清掃実務—	機械的洗浄方法—高圧洗浄方法、ワイヤ式、圧縮式、ロッド式の使用方法和注意事項 ／ 化学的洗浄方法—アルカリ性洗浄剤、酸性洗浄剤の使用方法和注意事項 ／ディスプレイ付マンションと一般マンションの清掃方法と注意事項 ※必要に応じて実技訓練を行う。	150分
安全及び衛生	排水管清掃作業における労働安全及び関係法令／衛生管理及び関係法令 ／トラブル事例と対策	60分

上記科目は必修、他は以下のカリキュラムから選択する。

建築物の環境衛生行政	排水設備衛生管理の意義と適用範囲／関係法令／排水設備の機能維持項目 ／排水設備の特性と清掃／排水管設備衛生管理業務の概要と清掃周期	60分
作業従事者の責任と任務	作業従事者の自覚／作業上の注意事項／作業マナー	60分
排水設備概論	排水設備設計・維持管理の基本事項／排水不良、管閉塞の原因と特性	60分
排水槽及びグリース阻集器の清掃方法概論	排水槽及びグリース阻集器の維持管理方法／廃棄物の適正処理 ／トラブル事例と対策	60分
業務管理一般論	機械的洗浄方法及び化学的洗浄方法における事前作業及び事後作業の重要性 ／標準作業仕様	60分